

知っていますか？

何度も示された沖縄の民意＝

辺野古基地
建設に
ノー！

年月	基地に関する出来事
1997年 12月	名護市における米軍ヘリポート基地建設の是非を問う住民投票、反対等が54%
2010年 1月	名護市長選で稲嶺氏が「辺野古の海にも陸にも新しい基地は作らせない」という公約で当選
2010年 2月	県議会、国外・県外移設を求める超党派の意見書案を全会一致で可決
2010年 11月	沖縄県知事選 仲井真氏が県外移設を公約に掲げ再選
2013年 1月	オスプレイ配備に反対する県民大会実行委員会、県内全41市町村長らは「東京行動」を展開。 オスプレイの配備撤回と米軍普天間飛行場の県内移設断念を求める「建白書」を安倍首相に提出
2013年 12月	仲井真県知事が公有水面埋め立て申請を承認
2014年 1月	名護市長選で稲嶺進氏が再選
2014年 8月	沖縄防衛局、海底ボーリング調査を開始。
2014年 11月	辺野古基地建設反対をかかげた翁長雄志氏が県知事に当選。 現職仲井真氏に10万票もの大差
2014年 12月	衆議院選で辺野古反対を掲げる「オール沖縄」が勝利。 自民党は小選挙区ですべて敗北。
2015年 1月	「臨時制限区域」へフロード設置、 岩礁破碎許可範囲外で2～45tのトンブロックでサンゴ破損。
2015年 3月	県知事、工事中止を指示するが、農水大臣が取り消し。
2015年 7月	第三者委員会の報告書が提出される。
2015年 10月	県知事、埋立承認取消を表明へ。

発行：2015年10月7日

連絡先：辺野古・高江を守ろう！NGOネットワーク

満田夏花 kanna.mitsuta@nifty.com 携帯：090-6142-1807

関本 幸 kouhou@greenpeace.org 電話：03-5338-9800

花輪伸一 Hanawashinichi2@mbn.nifty.com 携帯：090-2452-8555

辺野古の埋め立て4つの誤り

第三者委員会が埋め立て承認手続きを検証

仲井真弘多前知事は「米軍普天間飛行場の移設先は少なくとも県外・国外」という公約を掲げて当選しました。しかし、その公約をやぶる、2013年12月27日、沖縄防衛局の辺野古埋立申請を承認したのです。

沖縄県民の怒りは大きく、2014年11月16日の知事選挙では「辺野古新基地建設を許さない」を公約とした翁長雄志那覇市長が、現職の仲井真知事を10万票もの大差で破って当選しました。

翁長知事は、すぐに埋め立て承認を取り消すことはせず、石橋をたたくように慎重に検討を行いました。
「第三者委員会」を設置して、法的な検討を行ったのです。

第三者委員会は、2015年7月16日「仲井真前知事の辺野古埋立承認には法的に瑕疵（かし=誤り）がある」との報告書を翁長知事に提出しました。

このリーフレットでは、そのポイントをわかりやすく解説します
辺野古・高江を守ろう！NGOネットワーク
2015年10月

©T.Higashionna

©T.Higashionna

その
1 誤り

「埋め立ての必要性」 が立証されていない

事業者の沖縄防衛局は「普天間飛行場の危険性の除去」の必要性について示しているものの、基地の移転先がなぜ辺野古でなければならないのか、十分な「埋め立ての必要性」を示していません。

2012年12月に、森本元防衛大臣は、退任に際しての記者会見で「軍事的には沖縄でなくても良いが、政治的に考えると沖縄が最適の地域である」とのべています。すなわち沖縄でなければならない必然性はないのです。



©T.Higashionna

その
2 誤り

「国土利用上、 適正かつ合理的」という 要件を満たしていない

「公有水面埋立法」は、埋め立てが「国土利用上、適正かつ合理的」であることを要件としています。

国土利用上適正か否かについては、埋め立てによる「利益」が「不利益」を上回らなければなりません。

沖縄防衛局が説明している「利益」は、普天間飛行場の危険性等の除去です。これは大きいと考えられますが、移設先が他の場所ではなく辺野古でなければならないことの合理的根拠は認められません。

一方、埋め立てで失われる利益については、以下があげられます。

- 生物多様に富む辺野古・大浦湾の自然環境の価値の喪失
- 騒音・低周波音等による生活環境に関する不利益
- 沖縄県や名護市の地域計画等の阻害要因となることによる不利益
- 更には沖縄県の過重な米軍基地負担が固定化する不利益

埋立承認では、総合的にみて利益が不利益を上回っているということは説明されていません。

参考情報

沖縄県の面積は日本の国土の **0.6%**。
そこに在日米軍専用施設の **74%** が集中しています。

その
3 誤り

環境影響評価が ずさんであり 環境保全措置が不十分

「公有水面埋立法」は、埋め立てが、環境保全に十分配慮されたものであることを要件としています。しかし、この事業で実施された環境アセスメント（環境影響評価）は、非常に問題があるものでした。

2011年に、提出された沖縄県知事意見では、579点の問題を指摘し「生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能と考える」と断定しています。しかし、事業者はこれに十分な回答を行っていません。

さらに、ジュゴンへの影響を軽視していること、あやふやな対策（海草やサンゴの移植など）に大きく依存していること、オスプレイ配備について後出しし、関係者が意見を言う機会がなかったことなど、たくさん問題が指摘されています。

参考情報

辺野古・大浦湾の海は「いのちの海」
マングローブ林、干潟、海草藻場、砂場、泥場、サンゴ礁が連続し、やんばるの森から流れ込む河川により、豊かな海洋生態系が作りあげられています。最近発見された巨大アオサンゴ群集や日本では絶滅のおそれが最も高い哺乳類のジュゴンが生息します。確認されているだけでも、絶滅危惧種262種を含む5,300種以上の海洋生物の生息地でもあります。

その
4 誤り

地域の計画に反している

「公有水面埋立法」は、埋め立てが、国土利用や環境保全に関する国や自治体の計画に反していないことを要求しています。

しかし、辺野古の埋め立ては、生物多様性基本法に基づく「生物多様性国家戦略2012-2020」及び「生物多様性おきなわ戦略」、海岸法に基づく「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」に反しています。

参考情報

沖縄県の自然環境の保全に関する指針では、辺野古・大浦湾海域は評価ランクIの「自然環境の厳正な保護を図る区域」とされています。また、環境省の「ラムサール条約湿地潜在候補地」のひとつに選定され、「生物多様性保全をするうえで重要度の高い海域」のひとつとしても検討されています。



©C.hotta



©T.Higashionna



©C.hotta